

資料 1

令和7年度第1回 下関市男女共同参画協議会

資 料

令和7年8月20日(水) 10:00～
於:下関市役所本庁舎西棟 5階大会議室

令和6年度 男女共同参画に係る実施事業の種別件数

種 別		件数
所 管 課		
1：講演会・シンポジウム等		6
	国際課、人権・男女共同参画課、農業振興課、水産振興課、教育研修課、生涯学習課	
2：ワークショップ・セミナー学習会等		26
	国際課、職員課、まちづくり政策課、人権・男女共同参画課、長寿支援課、子育て政策課、幼児保育課、健康推進課、産業立地・就業支援課、生涯学習課、消防局警防課	
3：調査・アンケート		5
	職員課、人権・男女共同参画課、教育研修課	
4：広報活動・情報提供		53
	広報戦略課、まちづくり政策課、人権・男女共同参画課、福祉政策課、子育て政策課、こども家庭支援課、保健医療政策課、産業立地・就業支援課、農業振興課、水産振興課	
5：相談業務		39
	福祉政策課、生活支援課、障害者支援課、長寿支援課、介護保険課、子育て政策課、幼児保育課、こども家庭支援課、保健医療政策課、健康推進課、学校教育課、生涯学習課	
6：支援制度		25
	職員課、まちづくり政策課、市民サービス課、人権・男女共同参画課、福祉政策課、長寿支援課、子育て政策課、幼児保育課、健康推進課、産業振興課、農業振興課、水産振興課、住宅政策課、学校教育課	
7：作品募集		0
8：その他		45
	国際課、防災危機管理課、契約課、まちづくり政策課、人権・男女共同参画課、福祉政策課、長寿支援課、保険年金課、介護保険課、子育て政策課、幼児保育課、こども家庭支援課、保健医療政策課、健康推進課、産業立地・就業支援課、農業振興課、水産振興課、文化振興課、学校教育課、教育研修課、消防局予防課	
合 計		199

令和6年度 男女共同参画施策推進業務

(人権・男女共同参画課)

区 分	実施事業	備 考
1. 推進体制の充実	(1) 下関市男女共同参画推進本部会議	書面会議
	(2) 下関市男女共同参画協議会	8/23、3/5
2. 調査、研究	(1) 第4次下関市男女共同参画基本計画進捗状況調査	4～6月
	(2) 審議会等委員数調査	4～6月
	(3) 市民意識調査	11月～12月
	(4) 事業所アンケート	12月～1月
3. 講演会 研修会等	(1) 男女共同参画意識啓発事業 映画「マイ・インターン」上映会	6/16 下関市民会館
	(2) 男女共同参画週間におけるパネル展示	6/16 下関市民会館 6/17～28 市役所 西棟1階エントランス
	(3) 男女共同参画推進月間におけるパネル展示	10/21～25 市役所 西棟1階エントランス
	(4) DV防止講座(鷺見 雅子氏)	11/19 勝山公民館
	(5) ハッピーマイライフセミナー(古川 智子氏、中村 明子氏)	10/6 勝山公民館 10/26 勝山公民館
	(6) 男女共同参画講座講座(村田 さつき氏(2回)、早野 智子氏)	6/30 川棚公民館 8/25 アブニール 2/22 しののせき環境みらい館
	(7) 出前講座	随時、企業・学校等
4. 広報活動 情報提供	(1) 男女共同参画に係る図書の貸出し	随時、男女共同参画コーナー
	(2) 女性人材登録制度の活用促進	随時
	(3) 「第4次下関市男女共同参画基本計画概要版」等による周知	随時
	(4) デートDV防止パンフレットの大学への配付	3月(新入生向け)
	(5) DV相談携帯カード・ポケットティッシュによる啓発	随時
	(6) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間のパープルライトアップ実施	11/10～25
	(7) 「男女共同参画のための情報紙「参画レター」作成、配付	8月、3月
	(8) コミュニティFMによる情報発信(ラジオドラマ)	10月、11月
	(9) 男女共同参画に関する情報の収集・提供・発信	随時
5. 団体育成支援	(1) 男女共同参画社会実現に向け活動する団体への補助金交付	1団体

【参 考】

* 内閣府男女共同参画週間 6/23～29

* 山口県男女共同参画推進月間 10月

* 女性に対する暴力をなくす運動 11/12～25、25日は「女性に対する暴力撤廃の国際デー」

令和6年度男女共同参画施策推進業務

意識啓発事業 映画上映会 「マイ・インターン」 (男女共同参画ネットワーク下関さんしゃいん21と共催)

令和6年6月16日 下関市民会館 中ホール
会社のCEOである女性が70歳の男性アシスタントの仕事ぶりや助言により様々な危機を乗り越え成長していく物語

参加者 248人 満足度 86.5%

男女共同参画にふさわしい内容で、参加者から大変好評でした。

令和6年度 下関市男女共同参画意識啓発事業

**映画上映会
「マイ・インターン」**

令和6年6月16日(日)
13:30~15:45
(開場13:00)

マイ・インターン

© 2015 Warner Bros Entertainment Inc. All Rights Reserved.

ハッピーマイライフセミナー

- ・ 令和6年10月6日
勝山公民館
「心と身体、自信につながる
美姿勢セミナー」
講師 古川 智子氏
- ・ 令和6年10月26日
勝山公民館
「自己理解を深め、OK-OKの
人間関係を目指す心理学講座」
講師 中村 明子氏



市民意識調査及び事業者アンケートの実施

市民意識調査

対象者 市内在住 18歳以上男女 2,500名

実施期間 11月26日~12月10日

事業者アンケート

対象事業者 概ね従業員20名以上 400社

実施期間 12月4日~1月14日

※ 次期男女共同参画基本計画の基礎資料として活用します。

審議会等における女性委員の登用率について

1 行政委員会及び法令・条例設置の審議会等

R7. 4. 1現在

区分		委員数（人）				審議会等の数（件）			
		R7			R6	R7			
		総数	女性委員数	女性比率	女性比率	総数	女性参画数	割合	女性委員が35%以上
10	行政委員会	42	9	21.4%	19.0%	6	5	83.3%	0
21	法律・政令の規定により設置	292	100	34.2%	34.6%	12	11	91.7%	3
22	法律に基づく条例の規定により設置	306	99	32.4%	33.1%	12	11	91.7%	7
23	その他の条例の規定により設置	367	133	36.2%	35.5%	39	32	82.1%	15
合 計		1,007	341	33.9%	33.8%	69	59	85.5%	25

* 区分の説明 区分10 地方自治法第180条の5関係 区分21～23 地方自治法第202条の3関係

2 規則・要綱等設置、その他の機関等、各種相談員・委員等

R7. 4. 1現在

区分		委員数（人）				審議会等の数（件）			
		R7			R6	R7			
		総数	女性委員数	女性比率	女性比率	総数	女性参画数	割合	女性委員が35%以上
30	規則・要綱等設置	1,267	219	17.3%	14.8%	102	74	72.5%	24
40	その他の機関等	144	21	14.6%	8.6%	7	4	57.1%	1
合 計		1,411	240	17.0%	14.3%	109	78	71.6%	25
50	各種相談員・委員等	357	74	20.7%	23.3%	7	5	71.4%	2

3 過去3年間の審議会・委員会の女性委員の登用状況（行政委員会及び法令・条例設置の審議会等）

	委員数・比率			審議会等の数		
	総数（人）	女性（人）	女性比率	総数	うち女性を含む審議会数	割合
令和4年度	985	298	30.3%	63	50	79.4%
令和5年度	1,009	310	30.7%	66	52	78.8%
令和6年度	1,043	353	33.8%	67	56	83.6%

※「休止」「廃止」「常設でないもの」を除いて計上

下関市の
令和7年4月1日は
33.9%

4 国、山口県、下関市等の目標年及び目標値

	目標年	目標値	R6年度 女性登用率
国	令和7(2025)年まで	40%以上60%以下	42.0%
山口県	令和7(2025)年度	46.5%	45.0%
下関市	令和8(2026)年度	35%	33.8%
宇部市	令和8(2026)年度	50%	44.3%
北九州市	令和10(2028)年度	50%	51.4%

令和7年度 男女共同参画施策推進業務

(人権・男女共同参画課)

区 分	実施事業	備 考
1. 推進体制の充実	(1) 下関市男女共同参画推進本部会議	書面会議
	(2) 下関市男女共同参画協議会	8/20
2. 調査、研究	(1) 第4次下関市男女共同参画基本計画進捗状況調査	4～6月
	(2) 審議会等委員数調査	4～6月
3. 講演会 研修会等	(1) 男女共同参画意識啓発事業 黒川伊保子氏講演会	6/29 下関市民会館
	(2) 男女共同参画週間におけるパネル展示	6/23～27 市役所 西棟1階エントランス
	(3) 男女共同参画推進月間におけるパネル展示	10/27～31 市役所 西棟1階エントランス
	(4) ハッピーマイライフセミナー(田丸 楓氏、亀田 真砂子氏)	11/9 勝山公民館 未定
	(5) DV防止講座(未定)	未定
	(6) 男女共同参画講座(温品 富美子氏、2回未定)	8/2 勝山公民館 未定
	(7) 出前講座	随時、企業・学校等
	(8) やまぐち女性活躍応援団地域シンポジウム(山口県共催)	10/7 海峡メッセ下関
4. 広報活動 情報提供	(1) 事業所訪問	随時
	(2) 男女共同参画に係る図書の貸出し	随時、男女共同参画コーナー
	(3) 女性人材登録制度の活用促進	随時
	(4) 「第4次下関市男女共同参画基本計画概要版」等による周知	随時
	(5) DV相談携帯カード・ポケットティッシュによる啓発	随時
	(6) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間のパープルライトアップ実施	11/12～25
	(7) 「男女共同参画のための情報紙「参画レター」作成、配付	8月、3月
	(8) 男女共同参画推進月間におけるラジオ放送	10月 カモンFMによるラジオ 広報
	(9) 「女性活躍支援リーダー宣言」の周知と募集	随時
	(10) 男女共同参画に関する情報の収集・提供・発信	随時
5. 団体育成支援	(1) 男女共同参画社会実現に向け活動する団体への補助金交付	1団体

【参 考】

* 内閣府男女共同参画週間 6/23～29

* 山口県男女共同参画推進月間 10月

* 女性に対する暴力をなくす運動 11/12～25、25日は「女性に対する暴力撤廃の国際デー」

女性人材登録状況

※「下関市女性人材登録制度要綱」に基づく登録で平成20年8月4日施行

[年代別]

年 代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
人数(人)	0	1	10	19	25	31	86

(2025年7月31日現在)

[地区別]

地 区 名	旧下関	菊川	豊田	豊浦	豊北	市外	計
人数(人)	76	2	3	1	1	3	86

[分野別]

大分野名	希 望 分 野 （ ☒ がついていた数）										
	大分野	小分野									
市 民	58	特記なし	男女共同参画	人権	市民協働参画	消費生活	芸術・文化	防犯	防災	交通安全	その他
		5	34	12	14	9	22	3	7	2	2
教育・文化	59	特記なし	学校教育	生涯教育	青少年育成	スポーツ・レクリエーション	文化財	国内・国際交流	その他		
		4	28	31	16	17	4	16	2		
産業・観光	32	特記なし	商工業	農林水産業	労働関係	起業・経営	観光振興	その他			
		7	2	8	2	9	19	1			
福 祉	56	特記なし	児童福祉・子育て	障害者福祉	高齢者福祉	地域福祉	保険・年金	その他			
		5	34	18	22	22	3	2			
保健・衛生	31	特記なし	保健・医療	食育	食品衛生	その他					
		5	14	17	4	4					
都市整備	20	特記なし	都市景観	市街地整備	道路・交通網	公園・緑地	河川	建築・住宅	港湾	上下水道	その他
		4	7	6	5	6	1	5	2	1	4
環 境	15	特記なし	環境保全	環境衛生	その他						
		4	8	5	4						
法律・政治	8	特記なし	法律関係	政治関係	その他						
		2	4	4	0						
情報・通信	14	特記なし	マスコミ・メディア	IT・コンピュータ	その他						
		3	10	2	0						

下関市女性人材登録制度要綱

（目的）

第1条 政策及び方針決定の場への女性の参画をはじめ女性の活躍の場の確保を促進するため、様々な分野の女性人材を登録し、適切な情報提供を行うことにより、審議会等への女性委員の積極的登用をめざすことを目的とする。

（登録対象者）

第2条 女性人材登録ができる者は、満18歳以上（高校生を除く）の女性で、次に掲げる各号いずれも満たす者とする。

- (1) 本市に在住、在勤、在学または団体等の活動拠点を有する者
- (2) 教育、福祉、芸術、スポーツ等の各分野に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる者

（登録の方法）

第3条 女性人材登録をしようとする者は、下関市女性人材登録票（様式第1号以下「登録票」という。）に記入し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する登録票を受理した場合は、登録することが適当と認められた者（以下「登録者」という。）について登録票を活用する。

3 削除

（登録の期間）

第4条 女性人材登録の期間は、登録した日から登録を抹消した日までとする。

（登録票の管理）

第5条 登録票は市民部人権・男女共同参画課長（以下「登録票管理者」という。）が、下関市個人情報保護条例（平成17年条例第459号）に基づき、管理するものとする。

2 登録票管理者は、定期的に登録内容の確認を行うものとする。

（登録票の活用）

第6条 登録票の活用は次の各号による。

- (1) 市における各種審議会等の委員を選考するとき。
- (2) 市における諸事業推進のため女性人材を必要とするとき。
- (3) その他、市長が必要と認めるとき。

（委員の選考）

第7条 審議会等の委員を選考しようとする課、所、室または出先機関の長等（以下「審議会等所管課長」という。）は、登録者の情報について事前に登録票管理者に照会しなければならない。

2 登録者が審議会等の委員に応募したときは、市長は、これを優先的に当該審議会等の委員に選出するものとする。ただし、当該審議会等の委員に応募した登録者が既に他の審議会等の委員に選任または委員を委嘱されている場合、その他審議会の運営上やむを得ない事情が生じた場合には、この限りで

はない。

- 3 審議会等所管課長は、登録者を審議会等の委員に選出したときは、その旨を速やかに登録票管理者に通知しなければならない。

(登録票の閲覧等)

第8条 審議会等所管課長は、登録者の照会をしようとするときは、下関市女性人材登録票閲覧票(様式第2号)を登録票管理者に提出し、閲覧し、必要に応じて、複写等できるものとする。

- 2 審議会等所管課長は、当該閲覧及び複写等によって得た情報を、目的以外に使用してはならない。

- 3 審議会等所管課長は、当該閲覧及び複写等によって得た情報を、適正に管理しなければならない。

(登録内容の変更)

第9条 登録者は、登録の内容に変更が生じた場合は、下関市女性人材登録事項変更届(様式第3号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者から下関市女性人材登録抹消届(様式第4号)の提出があった場合
- (2) 事実と反する内容を登録していることが判明した場合
- (3) その他、登録者としてふさわしくないと認めた場合

(庶務)

第11条 女性人材登録制度に関し必要な事務は、市民部人権・男女共同参画課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月19日から施行する。

○下関市男女共同参画協議会規則

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

規則第 4 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下関市附属機関設置条例（平成 2 2 年条例第 3 号）第 3 条の規定に基づき、下関市男女共同参画協議会（以下「協議会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第 2 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 市内の関係団体の代表者又は関係団体が推薦する者
- (3) 公募に応募した市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民部人権・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の規定は、平成23年8月11日から適用する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期については、第3条第1項の規定にかかわらず、平成23年8月10日までとする。